



各 位

会 社 名 株式会社カヤック

代表者名 代表取締役 CEO 柳澤 大輔

(コード番号 3904 東証マザーズ)

問合せ先 執行役員 管理本部長 柴田 史郎

電話番号 0467-61-3399

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、2022年3月2日開催の取締役会において、下記のとおり定款の一部変更について 2022年3月24日に開催予定の第17回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- ① さらなる企業成長を目指し企業理念を明確にするため、「商号」(変更案第1条)に通称を追加するものであります。
- ② 経営理念を明確にするため、「経営理念」(変更案第2条)を新設するものであります。
- ③ 企業理念及び経営理念の実現のため、今後も新たな事業展開や新規事業開拓を行なうべく、「目的」(変更案第3条)の変更を行うものであります。
- ④ 法改正により、「株主総会資料の電子提供」(変更案第19条)を新設し、現行定款第18条を削除するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(変更部分を下線で示します。)

| 現行定款 | 変更案 |
|--|--|
| (商 号) 第1条 当会社は、株式会社カヤックと称 し、英文では KAYAC Inc. と表示する。 | (商 号) 第1条 当会社は、株式会社カヤックと称 し、英文では KAYAC Inc. と表示 <u>し、面白法</u> 人カヤックを通称とする。 |
| <新設> | (経営理念) 第2条 当会社の経営理念は「つくる人を増 やす」とする。 |

(目 的)

第<u>2</u>条 当会社は、次の事業を営むことを 目的とする。

- 1. ホームページの企画、制作、運営及びサービスの提供
- 2. コンピュータシステムの企画、開発、 管理、販売及びコンサルティング
- 3. インターネット、各種書籍、映像の企画、制作及び販売
- 4. 広告、宣伝の企画、制作及び代理業
- 5. 各種イベントの企画及び運営
- 6. 経営コンサルティング業
- 7. 各種情報の収集、処理及び提供サービス業
- 8. 玩具の企画、開発及び販売
- 9. 通信販売業務
- 10. 有価証券の保有、売買及び投資
- 11. 日用雑貨品の企画、開発及び販売
- 12. 飲食店業
- 13. 衣料用繊維製品、羽毛、紳士服、婦人服、子供服、肌着、スポーツ用衣類、身の回り品の企画、デザイン、製造、販売及び輸出入
- <u>14. コンテンツ及びウェブサービスの開</u>発、制作、販売及び提供
- 15. 家具、インテリア用品の企画、開発及 び販売
- 16. 不動産の売買、賃貸、管理、仲介、斡 旋及びこれらの代理、並びにコンサルティ ング
- 18. 一般労働者派遣事業、特定労働者派遣 事業
- 19. 有料職業紹介事業
- 20. 人事・庶務・総務・経理に関する事務 の代行及びそれらに関するコンサルティン グ
- 21. 投資業並びに投資顧問業
- 22. 前各号に附帯する一切の業務

(目 的)

第<u>3</u>条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

- 1. 日本的面白コンテンツ事業
- 2. <u>以下の許認可、登録等を要する事業</u> ①労働者派遣事業及び職業紹介事業 ②保育・病児保育事業等の子ども・子育 てに関する事業
 - ③有料老人ホームの経営等の高齢者福 祉・介護に関する事業
 - ④旅行業法に基づく旅行業
 - ⑤不動産の売買、賃貸、仲介及び賃貸管 理
 - ⑥暗号資産交換業及び資金移動業
 - ⑦金融商品取引業
- 3. その他適法な一切の事業
- <4~22削除>

第<u>3</u>条~第 <u>17</u>条 (条文省略) 第4条~第<u>18</u>条 (条数繰り下げ、条文は現行のとおり)

(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

第 18 条 当会社は、株主総会の招集に際 し、株主総会参考書類、事業報告、計算書 <削除>

| 類及び連結計算書類に記載又は表示すべき 事項に係る情報を、法務省令に定めるとこ ろに従いインターネットを利用する方法で 開示することにより、株主に対して提供し たものとみなすことができる。 | |
|--|--|
| <u><新設></u> | (株主総会資料の電子提供) 第19条 当会社は、株主総会の招集に際 し、株主総会参考書類等の内容である情報に ついて、電子提供措置をとるものとする。 2. 当会社は、電子提供措置事項のうち法務 省令で定めるものの全部または一部につい て、書面の交付を請求した株主に対して交付 する書面に記載することを要しないこととす ることができる。 |
| 第 <u>19</u> 条~第 <u>42</u> 条 (条文省略) | 第 <u>20</u> 条〜第 <u>43</u> 条 (条数繰り下げ、条文は現行のとおり) |
| <新設> | 附則 第1条 変更前定款第18条の規定の削除および変更後定款第19条の規定の新設は、2022年9月1日から効力を生ずるものとする。 2. 前項の規定にかかわらず、2023年2月末日までの日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第18条はなお効力を有する。 3. 本附則は、2023年3月1日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。 |

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 (予定) 2022年3月24日 定款変更の効力発生日 (予定)

2022年3月24日

以 上